

IT時事ネタキーワード「これが気になる！」(第130回)

2023年9月、すべての薬局・医療機関でマイナカードの健康保険証利用可能に

2023.09.15



以前の記事で、親戚の集まりでその場にいた大部分の人々がマイナカードを作っていた理由は「紙の保険証が使えなくなるから」とのことだった、と書いた。このことから「保険証が使えない＝医療が受けられない」ことへの人々の不安は大きい、と感じていた。

2015年10月にマイナンバーの通知が開始され、2016年1月からマイナンバーカードの交付が開始。そして2021年10月にマイナカードの保険証利用すなわち「マイナ保険証」が始まっている。2023年4月には医療機関などでマイナ保険証が義務化(経過措置あり)、そして2024年秋ついに紙の健康保険証が廃止され、全面的にマイナ保険証に切り替わる、流れだ。

マイナ保険証の展開。24年秋には原則として紙の保険証が使えなくなる

マイナカードについてはさまざまなトラブルや不具合が続いているのは周知のとおりだ。そんな中で、果たしてマイナカードが、医療を受けるための大切な健康保険証となり得るのか、との不安はある。今まで起きたような不具合により、資格確認ができず適切な医療が受けられなかったら、もしくは保険制度が適用されず高額を請求されたら、など誰も心配するところだ。筆者自身も、行きつけの医院に行くたび、カウンターに置かれているカードリーダーにマイナカードを通してはいるが、紙の保険証も出すよう言われることに加え、筆者の他にカードリーダーを通す人も見かけないので、実用にはまだまだな状況をつぶさに感じる。

マイナカードの詳細は「マイナカード総合サイト」が参考になる。その健康保険料利用については厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」を参照するとよい。後段で触れるが、マイナカードを作っただけでは保険証として利用できないので注意が必要だ。また、「改正マイナンバー法」については厚生労働省「マイナンバー法等の一部改正法(令和5年法律第48号)について」が、マイナ保険証の一体化については厚生労働省の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化について」が詳しいので参考にしてほしい。

岸田首相、マイナ保険証への理解を求める会見。その内容は？… 続きを読む